ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用体制について

当センターは、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用体制を整えています。

・当センターでは「地域支援・医薬品供給対応体制加算」の届出を行っている医療機関です。患者さんの負担軽減および医療保険財政の改善に貢献するため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に採用しています。

・医薬品の供給が不足等した場合には、治療計画等の見直しや代替医薬品への変更を行う等の体制をとっています。

・医薬品の供給状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点や心配なことなどがございましたら、主治医または薬剤師にご相談下さい。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

～ジェネリック医薬品とは（厚生労働省ﾎﾟｽﾀｰより引用）～

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、**新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品**のことです。

その先には、ひろがる笑顔。



安心・信頼 Anshin Shinrai

国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来 Mirai

医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。



ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は
厚生労働省 ジェネリック 検索

地方独立行政法人 奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
Nara Prefecture General Medical Center